斑 建 農 第 485-2 号 令 和 7 年 3 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

斑鳩町長 中西 和夫

市町村名		斑鳩町			
(市町村コード)		(29344)			
地域名		五百井・服部・小吉田			
(地域内農業集落名)		(五百井・服部・小吉田)			
協議の結果を取り	キレルナ - 年 日 口	令和7年3月14日			
励識の相米を取り	まとめた千月ロ	(第1回)			

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は町中央部から南部にかけて位置し、服部川流域に広がる水田地帯である。農業者については、専業農家がおらず全て兼業農家で成り立っている。

また、地区北部を横断する国道バイパス周辺の都市化も見込まれることから、農地の分断化や、それに伴う農地の減少、都市化等による農業離れにより今後は更なる遊休農地の増加が懸念される。

今後も、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:64人 ※2020農林業センサスより

主な作物:水稲、小麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲栽培が継続できる地域では、引き続き水稲栽培を継続していく。
- ・将来的に少ない担い手で耕作することが予想されることから、農地の集約化が可能な地域では、担い手へ農地を集積し、さらなる農作業の効率化を図る。
- スマート農業の導入及び農地の集約化について検討を進める。
- ・担い手が減少する中、地域での集落営農組織の設立について検討を進める。
- ・地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

3	農業の将来の在り方に向けた	-農用地の効率的かつ総合	合的な利用を図るために必要な事項
_		- A及/13~0~~/シュ B J / 0	

(1)農用地の集積、集約化の方針

地元農業者を中心に、農地の集積・集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

耕作の継続が困難な農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域の担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集 約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連の農地整備事業、その他補助事業を活用しながら検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県や町、JAと連携し、 相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獸被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	0	③スマート農業	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
⑥燃料•資源作物等	0	⑦保全•管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業

スマート農業技術などの新しい技術や機械の活用により、農業経営の省力化、効率化、安定化を図る。

⑦保全・管理等の取組方針

多面的機能支払交付金事業の団体設立により適正な農用地の維持管理を図る。